



「加須市国民健康保険税条例」の一部改正

1 議案の名称

専決処分承認を求めることについて
(加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

2 改正の趣旨

経済動向等を踏まえた地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の均等割額の軽減の対象となる所得基準額を改めます。

(注) この条例は、令和5年3月31日に専決処分したものです。

3 主な改正内容

国民健康保険税の均等割額の軽減(5割軽減及び2割軽減)の対象となる世帯の所得基準額について、被保険者数に乗すべき金額を引き上げます。

■軽減の対象となる所得基準額

軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	43万円以下	改正なし
5割軽減	43万円+(28万5千円×被保険者数)以下	43万円+(29万円×被保険者数)以下
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数)以下	43万円+(53万5千円×被保険者数)以下

4 施行期日

令和5年4月1日